

福井市足羽中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月5日 改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり互いに助け合う「心の教育」とそうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒がどんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒の小さな変化を見逃さないために、日々の生活の中で生徒と積極的にコミュニケーションをとったり、様々な活動の中での生徒の言動に注意をはらったりします。そして、生徒が援助希求しやすい関係づくりに取り組みます。
- (4) 本校は、生徒が安心して生活し学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよういじめをなくすことを目的に、福井市、福井市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止などの対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

① 個に応じた、褒めて伸ばす教育の推進

生徒の多面的な能力を引き出し褒めて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

② 人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。また、教職員の人権感覚を磨き、生徒との信頼関係を構築します。

③ 生徒会活動や体験活動の推進

生徒会活動による生徒の自発性や自治力を高め、集団宿泊体験や体験活動やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。また、

自己有用感を感じる体験となるよう工夫します。

④ 道徳教育の推進

道徳教育を重視し、発達段階に応じた指導を系統的・計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心や感謝の心を育てます。

⑤ キャリア教育の充実

職場見学・職場体験学習を通し、また、特別活動を活性化させキャリア教育の充実を図ります。また、夢へのパスポートを通し小学校から継続した積極的な活用により、学級活動を充実させ、夢や希望を持たせます。

(2) 学校評価への位置づけ

① 学校評価において、いじめの未然防止等の取組み（環境作り・年間行動計画の実行・アンケート・個人面談・保護者面談の実施・校内研修の実施等）を位置づけ教育活動全体が機能しているかを確認し、取組の改善に努めます。

② 評価項目

(教職員)

- ・本校は保護者から意見・要望を聞く機会を充実させている。
- ・本校は、発達段階や児童生徒一人一人に応じた授業づくりに、熱心に取り組んでいる。
- ・本校は、関係機関と連携をとったり、校内で情報を共有したりして、課題を抱える児童生徒に十分な支援を行っている。
- ・本校は、道徳の授業時間を確保し、心を見つめさせたり生き方について考えさせたりする指導に努めている。

(生徒)

- ・授業中、自分の思いや考えを相手と伝え合い、お互いに高め合っている。
- ・人を責めたり無視したりせず相手を思いやる気持ちをもつことができる。
- ・自分は、いじめを見たら大人に知らせたり、とめたりすることができる。

(保護者)

- ・学校は、生徒のトラブルや悩みごとに適切に対応している。
- ・学校は、「PTA 総会」「懇談会」「学校だより・学年だより」「ホームページ」等を通して、保護者に教育方針や教育内容を適切に伝えている。
- ・学校は、子どもたち一人一人を大切にし、温かく指導している。
- ・我が子は、学校生活を楽しんでおり、友人関係も良好である。

(3) いじめの未然防止

① 「いじめ対策委員会」の設置

- ・いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるとともに、具体的な活動を計画、実践します。

② 授業改善

- ・すべての生徒にとって分かりやすい授業になっているか、生徒による授業アンケートを年2回実施し授業改善に活かします。また、生徒の参加度を高め意欲的に学ぶ授業を目指して公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

- ・ユニバーサルデザインを推進し、必要に応じて個に応じた指導に努めます。

③ 集団づくり

- ・生徒指導の4つのポイントである「共感的理解」のできる集団、「自己存在感」を味わえる集団、「自己決定」のできる集団、「安心・安全」な集団づくりを推進します。
- ・学級活動の活性化を図ることによって、楽しい学級づくりをめざします。
- ・生徒同士が思いやり、助け合い、支え合う人間関係を育み、安心して過ごせる「心の居場所づくり」を推進します。

④ 生徒の主体的活動の充実

- ・生徒会活動や学校行事を通して、異学年交流活動を積極的に行い、生徒が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を推進します。
- ・部活動を通して、仲間との連帯感や忍耐力を育てます。

⑤ 開かれた学校づくり

- ・いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民などの理解や協力を求めます。

⑥ 情報モラル教育

- ・SNSによる意図的または自覚のないいじめが起きないように、「情報モラル教室」など外部機関の情報モラル教育を推進します。
- ・教職員も最新のSNSの問題に対応できるように情報教育を推進します。
- ・生徒主導（生徒会が中心となり）で、「足羽中 スマートルール」を生徒の実態に即したものに改訂し、生徒自らがSNSに対して問題意識を持って取り組む体制を作ります。

⑦ 特別な配慮を要する生徒の支援

以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達に特性がある生徒。
- ・海外からの帰国生徒や国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒。

⑧ SOS の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できるおとなにSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

① 積極的ないじめの認知

- ・生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的ないじめを認知するよう努めます。

② 潜在的ないじめの把握

- ・生徒の表情、しぐさや言動、まわりの生徒の反応などをきめ細かく観察することにより、いじめの兆候を決して見逃しません。
- ・学級担任は、毎日生活ノートに目を通すことにより、生徒の変化をいち早く把握します。

③ 客観的な人間関係の把握

- ・人間関係のトラブルが潜在化しないために、教職員間で随時情報交換し、指導してい

きます。養護教諭は、保健室来室の内容を確認し、困っている生徒をサポートします。

④ 生活ノートを活用

- ・生徒が日々の生活を振り返る生活ノートを学級担任が確認し、いじめの早期発見に努めます。

⑤ アンケート調査の実施

- ・学校生活アンケートを月に1回程度行い、いじめの実態を把握し、いじめの早期発見に努めます。

⑥ 教育相談体制の充実

- ・年3回、時間を確保（3時間）し、学級担任が全生徒との個別面談を行い、学習や人間関係の悩みなどを聞き取ると同時に、適切な助言と指導を行います。また、学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

⑦ 家庭に対するいじめ調査の実施

- ・電話連絡や家庭訪問、保護者面談などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にします。
- ・年3回の教育相談アンケートを家庭で記入してもらうことで、いじめの早期発見に努めます。

⑧ 地域や外部機関との連携

- ・スクールソーシャルワーカーや民生委員との連携を深めることにより、地域における生徒の様子を把握します。

(5) いじめの事案対処

① 「いじめ対応サポート班」による対応

- ・特定の教職員だけで抱え込まず、組織的かつ迅速に情報を共有し、「いじめ対応サポート班」による立案、対応をします。

② 被害生徒・加害生徒への対応

- ・いじめを受けた、あるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全の確保を最優先します。
- ・加害生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

③ 被害生徒・加害生徒の保護者への対応

- ・いじめを受けた、あるいは報告した生徒の保護者に対して、調査状況（いじめの実態）の報告と対応策について報告します。
- ・加害生徒の保護者に対して、指導内容を伝え、家庭との連携と協力を行います。

④ 外部人材の活用と関係機関との連携

- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家、警察や福井県総合福祉相談所（児童相談所）、医療機関、民生委員などの関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

⑤ 福井市教育委員会との連携

- ・毎月、いじめ状況調査を実施し、教育委員会へ報告していますが、いじめとして認知した場合は、担当指導主事に連携し指導方法を仰ぎ、適切に対処できるようにします。

(6) いじめの解消

① いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当期間

とは少なくとも3ヵ月を目安とする。

- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を福井市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教委への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・福井市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力をします。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

- ① いじめの防止等に関して、指導の方策などを協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

[構成員] 校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・学年主任・教育相談担当
養護教諭・スクールカウンセラー・特別支援コーディネーター 等

[活 動]

- ・いじめの未然防止を中心とした、いじめの問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（卒業後1年間）
- ・いじめの認知、および「いじめ対応サポート班」の設置
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

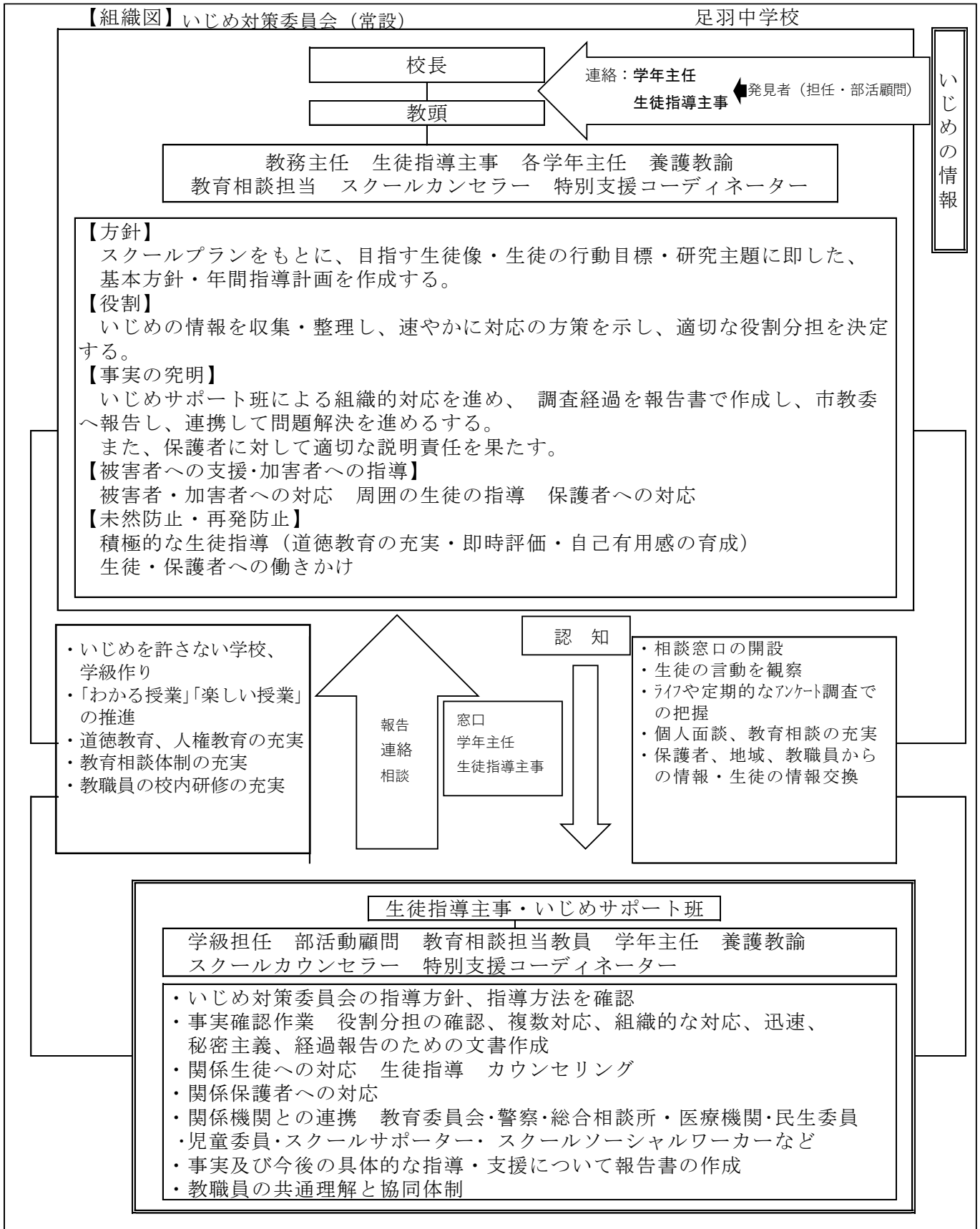
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組みを行います。

[構成員] 生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導・担任 等

[活 動]

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図



	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針の確認 ・年間指導計画の作成 ・いじめを起こさない学級経営について 職員会議 ・いじめに対する共通理解 校内研修会 学校生活アンケート実施	入学式 全校集会での人間関係の構築 (いじめの防止) スマートルールの周知徹底 エンカウンターの実施 自己紹介でお互いを知ろう 学級・学習ルールを決めよう いじめに関する学級活動及び道徳	入学式に向けて 合唱・準備・片付け 【道徳】 B(9) 相互理解, 寛容 学校生活アンケート調査 担任による面談・事後指導	【道徳】 C(11) 公正, 公平, 社会正義
5月	いじめ対策委員会 ・学校生活・教育相談アンケート内容検討 校内研修会 ・指導を要する生徒の共通理解 小中連絡会 ・新1年生情報交換 教育相談アンケート実施	生徒会・常任委員会執行委員会 (生徒総会準備) 校外学習 生徒総会 教育相談アンケート調査 担任による面談・事後指導	校外学習 【道徳】 B(9) 相互理解, 寛容 A(1) 自主, 自律, 自由と責任	修学旅行 【道徳】 C(11) 公正, 公平, 社会正義 A(1) 自主, 自律, 自由と責任 【道徳】 A(1) 自主, 自律, 自由と責任 B(6) 思いやり, 感謝
6月	いじめ対策委員会 教育相談アンケート分析及び事後状況把握 1学期指導主事訪問 ・道徳・学活授業改善 職員会議 ・生徒情報交換 校内研修会 ・道徳教育の充実について 学校生活アンケート	合唱コンクール 指導主事訪問 (道徳研究授業) 学級の諸課題に関する学級活動又は道徳 【道徳】 B(8) 友情, 信頼	連合音楽会 【道徳】 B(8) 友情, 信頼	【道徳】 A(3) 向上心, 個性の伸長

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7月	いじめ対策委員会 職員会議 ・生徒情報交換 ・夏休み重点事項確認 ・休業前事前指導 ・校内研修会 ・情報教育 ・学校評価アンケートⅠ (いじめ項目も含む) 保護者懇談会 ・情報や意見収集 小中合同あいさつ運動	情報モラル教室 ひまわり教室 小中合同あいさつ運動 学校祭(文化祭・体育祭)の企画・準備 【道徳】 B(6) 思いやり, 感謝 【道徳】 A(2) 節度, 節制 学校評価アンケート調査 ↓ 担任による面談・事後指導 保護者懇談会 保護者懇談会 保護者懇談会		
8月	小中合同研修会	学校祭(文化祭・体育祭)の準備		
9月	学校祭 学校生活・教育相談アンケート内容検討及び事後状況把握 職員会議 ・生徒情報交換 校内研修会 学校生活アンケート	学校祭(文化祭・体育祭) 【道徳】 D(19) 生命の尊さ 【道徳】 D(19) 生命の尊さ 【道徳】 D(19) 生命の尊さ 学校生活アンケート調査 ↓ 担任による面談・事後指導		
10月	キャリア教育推進 いじめ対策委員会 職員会議 ・生徒情報交換 学校評価アンケート分析 小中合同あいさつ運動	校外学習 職場体験学習 ・グループ活動計画 ・マナー講座 生徒総会準備 学校評価 振り返りアンケート調査 【道徳】 B(6) 思いやり, 感謝 【道徳】 B(8) 友情, 信頼 【道徳】 A(2) 節度, 節制 学校生活アンケート調査 ↓ 担任による面談・事後指導 小中合同あいさつ運動		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
11月	いじめ対策委員会 職員会議 ・生徒情報交換 校内研修会 ・人権教育について 教育相談アンケート実施 保護者懇談会 ・情報や意見収集	保護者懇談会 【道徳】 C(14) 家族愛, 家庭生活の充実 C(11) 公正, 公平, 社会正義	保護者懇談会 【道徳】 C(15) よりよい学校生活, 集団生活の充実 B(9) 相互理解, 寛容	生徒総会 進路説明会 三者面談 【道徳】 B(8) 友情, 信頼
		教育相談アンケート調査 ↓ 担任による面談・事後指導		
12月	2学期指導主事訪問 ・授業改善 ・研究方向確認 いじめ対策委員会 職員会議 ・生徒情報交換 休業前事前指導 調査の分析 ・学校評価アンケートⅡ (いじめ項目も含む)	【道徳】 D(22) よりよく生きる喜び	【道徳】 C(11) 公正, 公平, 社会正義	【道徳】 C(15) よりよい学校生活, 集団生活の充実
		人権週間 指導主事訪問 生徒集会 (各委員会の発表) CT (総合学習) 発表会 学校保健委員会 薬物乱用防止教室 学校評価アンケート調査 ↓ 担任による面談・事後指導		
1月	いじめ対策委員会 職員会議 ・情報モラル教育について 学校生活アンケート実施	【道徳】 B(8) 友情, 信頼 【保健】 心身の発達と心の健康	【道徳】 D(22) よりよく生きる喜び	【道徳】 B(9) 相互理解, 寛容
		学校生活アンケート調査 ↓ 担任による面談・事後指導		

	教員の動き等	生徒の活動等			
		1年生	2年生	3年生	
2月	入学説明会準備 学校生活・教育相談アンケート内容検討及び事後状況把握 いじめ対策委員会職員会議 ・生徒情報交換	新入生入学説明会 教育相談アンケート調査 ↓ 担任による面談・事後指導 各学級教育相談週間 立志式・進路説明会	【道徳】 B(9) 相互理解, 寛容	【道徳】 A(4) 希望と勇気, 克己と強い意志	【道徳】 D(22) よりよく生きる喜び
3月	アンケート調査分析 いじめ対策委員会職員会議 ・一年間のまとめ ・新年度に向けて ・生徒情報交換	学校評価 振り返りアンケート調査 卒業式 作法・合唱・準備・片付け 学年集会 (振り返り・新年度への準備)	【道徳】 A(1) 自主, 自律, 自由と責任	【道徳】 B(6) 思いやり, 感謝 C(10) 遵法精神, 公德心	【道徳】 B(9) 相互理解, 寛容